

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名【新】NICU等からの在宅移行支援事業補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課
障がい児者医療推進係

電話番号：058-272-1111(内3282)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,000千円 (前年度予算額： 0千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
決定額	1,000	0	0	0	0	0	1,000	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

昨年9月に医療的ケア児支援法が施行されたが、医療的ケア児とその家族の在宅生活を支援するには、医療、保健、福祉等関係機関の緊密な連携が不可欠である。

NICU等に入院中の医療的ケア児は、入院治療終了後は在宅生活に移行することとなるが、在宅生活中の医療的ケアを担う訪問看護事業所や障害福祉サービス利用に係る計画を作成する相談支援事業所が参加するケース検討会議や、NICUの看護師から訪問看護事業所の看護師へのケアの引継ぎ、入院中の訪問看護等について、診療報酬や介護給付費で評価されない場合、その経費は各事業所の自己負担となっている。

(2) 事業内容

訪問看護事業所等が、病院が開催するケース検討会議等に積極的に参加できるよう、また、病院看護師から訪問看護師への手技等の伝達・引継ぎが支障なく行えるよう、経費の一部を補助することにより、在宅生活を送る医療的ケア児のケアの充実を図るとともに、短期入所を初めとする障害福祉サービスの利用促進につなげることにより、医療的ケア児とその家族の在宅生活の充実を図る。

- ア 退院調整のためのケース会議等の出席に要する経費の補助
- イ 病院での退院に向けた看護技術の習得等に要する経費の補助【訪問看護のみ】
- ウ 退院前の自宅訪問や外泊訓練等付添支援に要する経費の補助【訪問看護のみ】
- エ 病院等への移動に要する経費の補助

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県単独事業として実施
- ・ 補助率 10/10

医療的ケア児支援法の基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関等相互の緊密な連携の下に行われなければならない（第3条第2項）とされ、地方公共団体の責務として、地方公共団体は基本理念にのっとり、支援に係る施策を実施する責務を有する（第5条）と規定されていることから、県費による支援は妥当と考える。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,000	N I C U等からの在宅移行に対する支援
合計	1,000	

決定額の考え方

財源については、地域医療介護総合確保基金を充当します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県障がい者総合支援プラン

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実

【医療的ケアが必要な障がい児者在宅生活支援体制の充実】

「医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉等の関係者による多職種連携の推進に向け、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。」

(2) 国・他県の状況

以下の都県において、同様の補助制度を設けている。

ア 東京都「NICU等入院児の在宅移行支援事業補助金」補助率 都10/10

イ 鳥取県「NICU等からの地域移行支援事業補助金」補助率 県10/10

(3) 後年度の財政負担

ケース検討会議等出席に要する経費が診療報酬や介護給付費として請求できるようになるまで、補助事業の継続が必要である。

(4) 事業主体及びその妥当性

訪問看護事業者は、医療的ケア児がNICU等の看護師から受けていたケアを在宅で継続して実施するのに必要なサービス事業者であり、相談支援事業所は、医療的ケア児とその家族の在宅生活を支援する各種障害福祉サービスの支援計画への位置づけ、調整を行う事業者であることから、いずれも補助事業の事業主体として妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	【新】NICU等からの在宅移行支援事業補助金
補助事業者（団体）	訪問看護事業所及び相談支援事業所 （理由） 訪問看護事業者は、医療的ケア児がNICU等の看護師から受けていたケアを在宅で継続実施する主体であり、相談支援事業所は、医療的ケア児とその家族の在宅生活を支援する各種障害福祉サービスを支援計画に位置づけるマネジメントを行う主体である。
補助事業の概要	（目的） 訪問看護事業所等が、病院が開催するケース検討会議等に積極的に参加できるよう、また、病院看護師から訪問看護師への手技等の伝達・引継ぎが支障なく行えるよう、経費の一部を補助することにより、在宅生活を送る医療的ケア児のケアの充実を図るとともに、短期入所を初めとする障害福祉サービスの利用促進につなげることにより、医療的ケア児とその家族の在宅生活の充実を図る。 （内容） ア 退院調整のためのケース会議等出席に要する経費補助 イ 退院に向けた看護技術習得等に要する経費の補助 ウ 退院前の自宅訪問や外泊訓練等付添支援に要する経費の補助 エ 事業所から病院等への移動に要する経費の補助
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） 補助率 県10/10 （内容） ア 退院調整のためのケース会議等出席に要する経費補助 訪問看護8,000円/回、相談支援2,000円/回 イ 退院に向けた看護技術習得等に要する経費の補助 訪問看護 10,000円/回 【相談支援 対象外】 ウ 退院前自宅訪問や外泊訓練等支援に要する経費補助 訪問看護 12,000円/回 【相談支援 対象外】 エ 病院等への移動に要する経費の補助 往復50km以上 1,850円、往復100km以上一律 3,700円 （理由） 類似の補助事業を行う鳥取県の事業を参考に、令和4年度の診療報酬単価及び介護給付費単価をもとに補助率及び補助単価を設定。
補助効果	本事業の実施により、医療的ケア児者の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉等の関係者によるケース会議等の出席を促進し、多職種連携による医療的ケア提供体制の充実、並びに医療的ケアが必要な障がい児者とその家族の在宅生活の支援体制の充実を図る効果が期待される。

終期の設定	終期 令和7年度末 (理由) 補助対象経費が、診療報酬や介護給付費として請求できるようになるまでとし、報酬等改定時に見直しを行う。(事業の効果測定時期として3年間とする。)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>医療的ケア児の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉等の関係者によるケース会議等の出席が適切に行われることで、多職種連携による医療的ケア提供体制の充実が図られ、医療的ケア児者とその家族の在宅生活を充実させる。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R3)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R7)	達成率
						① ケース検討会議の出席回数
②						

補助金交付実績 (単位：千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	-	-	-

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和3年度	<p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

(事業の評価)

・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない

(評価)

・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3 : 期待以上の成果あり (単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)

2 : 期待どおりの成果あり (単年度目標100%達成)

1 : 期待どおりの成果が得られていない (単年度目標50~100%)

0 : ほとんど成果が得られていない (単年度目標50%未満)

(評価)

・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている

(評価)

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか